



ちょこっと

妊婦さんや小さいお子さんを育てている方のお宅にヘルパーを派遣し、育児や家事のお手伝いをします。

★対象：安芸市在住、市税等の滞納がない方

- (1) 妊娠中の方、及び 18 歳未満の児童のいる家庭で子育てに不安を持ち、家事や育児に支援を必要としている方
- (2) 多胎児を養育しており、日中援助する方がいない方
- (3) 市長が必要と認めた方

★支援の内容

(1) 家事支援

食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室の掃除・整理整頓、買い物、その他必要な家事援助

(2) 育児支援

調乳・授乳の手伝い、おむつの交換、沐浴の介助、その他必要な育児援助

(3) 医療機関・公共機関への外出時の補助・市内店舗での生活必需品の購入への同行

(徒歩、タクシー又は公共交通機関に同乗しての補助に限る。)

※大掃除や樹木の剪定、草取り、ペットの散歩、母親等の身体の介助、親不在での医療機関への受診同行や保育所送迎、預金の引き出し又は預け入れ、留守宅又は乳幼児のみの家庭への訪問などは支援に含まれません。

★利用時間帯

午前8時30分～午後5時30分

(土日祝、12月29日～1月3日の年末年始を除く)

★上限時間・利用期間・利用料

	利用上限時間	利用期間
妊婦のいる世帯	月 10 時間以内	出産予定日まで
産後 1 年未満の母親がいる世帯	月 30 時間以内 (多胎の場合は月 45 時間以内)	利用決定日より 1 年
18 歳未満の児童のいる世帯	月 20 時間以内	

★利用料

	30 分あたり
市民税課税世帯	150 円
市民税非課税世帯	0 円
生活保護世帯	0 円

★申込方法について

原則、事前申請が必要です。申請後、氏名・住所等の変更があった場合には変更申請が必要です。

安芸市育児家事支援ヘルパー派遣事業 ～ 申請手続きの流れ ～

安芸市福祉事務所こども家庭センターの窓口にて申請手続き



訪問等によりヘルパー派遣の必要性を市が確認



利用決定通知書の送付



ヘルパー事業所と利用日・時間・内容等について調整



支援計画作成後、ヘルパー派遣・利用料支払い

【 家事育児支援ヘルパー派遣 ちょこっと の申請・問い合わせ窓口 】

平日 8:30~17:15 (土・日・祝日以外)

安芸市福祉事務所 こども家庭センター☆きらり☆

TEL : 0887 (35) 2920

FAX : 0887 (35) 1028

